

建築士法第27条の2第7項に基づく 開設者・管理建築士のための 建築士事務所の管理研修会

■管理研修会の趣旨

建築士事務所の業務に責任をもち契約締結者となる開設者（契約当事者）と、建築士事務所を管理し技術的事項を総括する管理建築士は、建築士事務所の運営はもとより業務委託者に対する責任を負っており、社会変化に応じた最新の法制度や技術等に精通し、その資質を維持・向上していくことが求められています。

本研修会は、建築士事務所の管理・運営を適切に行ううえで把握しておくべき重要事項を網羅した内容となっており、新規に事務所登録する際、また5年ごとの事務所登録の更新の機会に合わせて受講することで資質の維持・向上を図り、業務委託者の期待に応えるべく業務の適正化や建築物の質の向上を目指すことを目的としています。

■管理建築士にとっては

所属建築士として「建築士定期講習」の受講が義務付けられていますが、本研修会では管理建築士として要求される建築士事務所の管理に関する事項、および社会情勢の変化に伴って求められる最新知識を学習していただくことになります。

■建築士でない開設者にとっては

法定講習の受講義務がないため、建築士事務所の管理・運営について学ぶ唯一の機会となります。

■管理研修会の意義と受講イメージ

	講習の受講義務	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	
建築士事務所に所属する建築士	建築士定期講習 (3年ごとの受講義務)	受講間隔 3年			建築士定期講習	受講間隔 3年			建築士定期講習	受講間隔 3年		建築士定期講習
管理建築士	管理建築士講習 (1度のみの受講義務)	管理建築士講習	現行の法定講習では斜線範囲の学習機会がないため 定期的な管理研修会の受講が 継続的な資質の維持・向上に有効と考えられます。									
建築士でない開設者	なし											

標準的な受講イメージ

管理建築士	開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会 (事務所登録の更新に合わせて5年ごとの受講を勧奨)	管理建築士講習	受講間隔 5年				管理研修会	受講間隔 5年				管理研修会
建築士でない開設者		管理研修会	受講間隔 5年				管理研修会	受講間隔 5年				管理研修会



■お問い合わせ

一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-21-6 八丁堀NFビル6階

TEL : 03-3552-1281 FAX : 03-3552-2066

URL : <https://www.njr.or.jp/>